

集団共同養鶏場における分割管理の考え方に沿った取組

県央家畜保健衛生所

三部 聡子	村上 真優
藤崎 ももか	野川 英明
横澤 こころ	荒木 悦子
近田 邦利	仲澤 浩江

はじめに

当所管内に、15 の経営体が合わせて約 63 万羽の採卵鶏を飼養する集団共同養鶏場（以下、組合）がある。各経営体は別個であり、作業者の行き来はない。敷地内に共同堆肥舎及びG Pセンターがあり、各鶏舎で発生した鶏糞は各経営体の作業者により全て共同堆肥舎へ運ばれ、鶏卵は全て集卵車が回収しG Pセンターへ搬入される。

当組合は鶏舎が非常に密集し、堆肥舎やG Pセンターを共同利用していることから、動線が交差していたため、組合全体を一つの衛生管理区域としており、高病原性鳥インフルエンザが発生した際は63 万羽全羽を殺処分の対象としていた。

高病原性鳥インフルエンザについては令和 4 年シーズンに 26 道県 84 事例が発生、約 1,771 万羽が殺処分の対象となり過去最多の発生となった。鶏卵の需給や養鶏業界への影響、防疫作業従事者への負担増大や資材が不足したことから、殺処分範囲を限定し影響の緩和を求める要望があり、令和 5 年 1 月に、農林水産省から分割管理の考えが示された。これを受け、組合においても検討を開始した。

取組概要

令和 5 年 3 月から、組合長、管理獣医師及び家畜保健衛生所職員を中心に課題や対策について 繰り返し打合せを行い、取り組むポイントを衛生管理区域の個別化、経営体間の交差汚染防止対策、共同堆肥舎の運用方法の見直し、G Pセンターの整備とし、取組を行った。

各経営体の代表とは個別の勉強会を行い、分割管理の考えを説明し、現地確認を実施した。両者で課題を把握、共有し、改善方法を検討した。各経営体では主に「衛生管理区域境界の明確化」「区域

出入口の着替え、消毒方法の整備」「経営体ごとの農場入場記録簿の作成・保管」などに取り組むこととした。また、組合全体の勉強会も行い、発生時に非発生農場の鶏糞・鶏卵を処理する必要があるため堆肥舎やGPセンターの見直しも必要になることなど課題を整理し、改善方法を検討した。組合としては主に堆肥舎のゾーニングと運用方法の検討、GPセンターの再開要件遵守のため鶏卵輸送のルート変更や野鳥対策などの整備を行うこととした。

各取組の詳細

1 衛生管理区域の個別化

各経営体において、境界が明確にされていない、各経営体に着替えや履き替えを行う場所がない、組合全体での記録のみで、各経営体では入場記録が取られていない、噴霧器などを使用した車両消毒が十分に行われていないなどの課題があった。これらの課題に対し、まず、衛生管理区域の境界を杭とロープ、コーンとポールなどを用いて明確化した。各作業の動線を確認し、衛生管理区域の出入口を整理し、プレハブなどの設置や既存の施設を利用して更衣場所、手指消毒、入場記録簿の記入場所を確保した。入場記録簿は経営体ごとに作成し、記録、保管することとした。車両消毒については動力噴霧器などを設置、一部では消毒ゲートの設置工事が進められている。

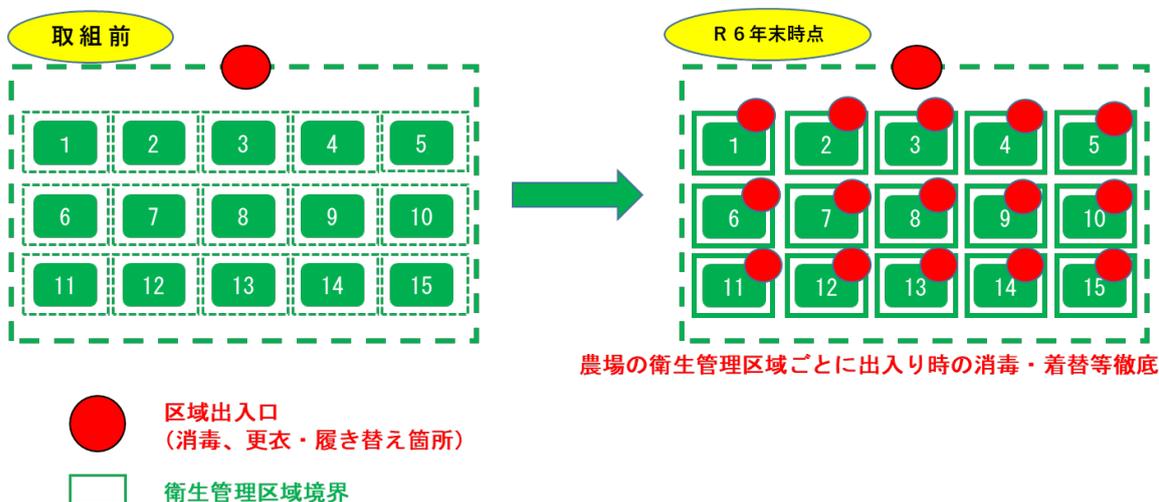


図1 衛生管理区域の個別化

これらの対応でハード面での個別化は終了したが、今後は衛生管理区域出入時の消毒・着替えなどを徹底することや入場記録簿への記録、保管を徹底することなど運用面の対応が重要となる。

2 経営体間の交差汚染防止対策

作業者は各経営体専属だが、鶏卵運搬者は複数の農場を回るなど、人や物が異なる経営体の衛生管理区域を出入りする状況であり、お互いに疫学関連農場になる可能性があった。そこで、対策の1つとして、集卵室が鶏舎の外にある経営体は集卵室を衛生管理区域外に設定した。現在の分割の状況は7つの経営体（図2の1, 2, 3, 6, 7, 11, 12）については独立しているが、2つの経営体（図2の8, 13）では集卵ベルトを共有しているため分割は困難と判断し、この2経営体は1分画と考えることとした。5つの経営体（図2の4, 5, 9, 10, 14）については集卵所が鶏舎内にあり、現状では鶏卵運搬に係る車や人を農場専属とすることは難しい状況にある。また、1つの経営体（図2の15）では集卵所が鶏舎外にあるものの隣接する経営体（図2の10）が鶏舎内の秤（図2の15の秤）を使用するため、あわせて6つの経営体がお互いに疫学関連農場となる可能性がある。

今後は鶏卵運搬者が鶏舎に入らないための増築や秤、集卵ベルトの増設といった設備面の対応と鶏卵運搬車の出入時の消毒・着替え、車内マット交換や入場記録簿への適切な記録管理など運用面の対応が必要である。現在、設備面で課題のある6つの経営体の中には、秤の増設や鶏舎外の集卵室の増築を計画しているところがあり、更なる分割に向けて取り組んでいる。

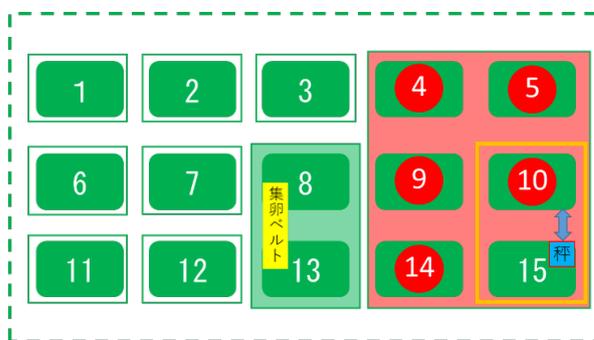


図2 各経営体の関連状況

3 共同堆肥舎の運用方法の見直し

高病原性鳥インフルエンザ発生時には、発生農場に由来する排泄物は汚染物品に該当し、封じ込めをする場合、少なくとも40日間静置する必要がある。1つの経営体で発生した場合、他の経営体の排泄物を処理する設備が必要となるが、堆肥舎を増設する場所がないため、既存の堆肥舎をゾーニングし運用することとした。

鶏糞の流れは、投入口で鶏糞を受け入れ、初期発酵槽で5日間発酵させたあと、一次発酵槽、二次発酵槽と進み製品化する。初期発酵槽では農場ごとの管理はされておらず、投入日ごとに分けて管理されている。また、現在の作業動線では各区域をローダーが行き来するため堆肥舎全体が汚染リスクがあり封じ込めの対象となる。そこで、この初期発酵槽で発酵温度の記録がされており、その記録などから初期発酵が終了するまでを汚染物品として整理した。次に、初期発酵槽とそれ以降

の区域をエリアとして分け、重機をそれぞれ専用にすることで汚染エリアを限定することとした。発生時は汚染エリアのみを封じ込め対象とし、非発生農場の鶏糞は清浄エリアで受け入れ、処理を行う予定。エリアごとに重機を分けるため消費・安全対策交付金を活用しローダーとダンプを追加することとした。今後は重機を追加し、実際の運用の中で作業動線に無理がないか、より良い運用方法はな

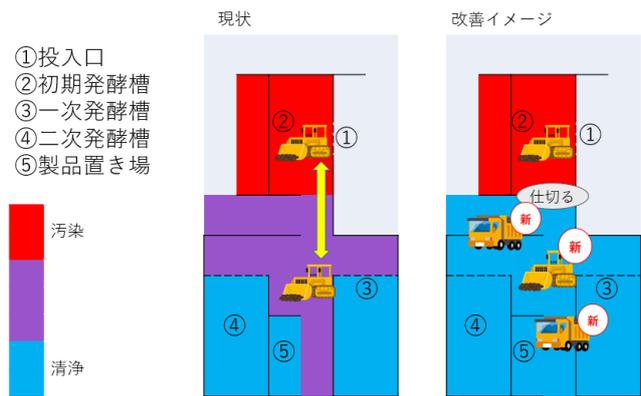


図3 堆肥舎のゾーニング

いかを再検討し、マニュアルを整備する予定である。整備されたマニュアルを遵守し、遵守していることが明確になるよう適切に記録するといった対応が必要である。

4 GPセンターの整備

高病原性鳥インフルエンザ発生時は非発生農場の鶏卵処理のため、GPセンターの再開が必要となる。再開するための要件を満たせるよう設備やマニュアルを整備した。改善された事項として、野鳥などの対策として鶏卵受入れ口がネットであったところをシャッターに、洗浄消毒済みトレーの保管場所にネットを増設した。鶏卵の運搬ルートは農場ごとの収集に定められ、日ごろからGPセンターから各経営体へのピストン輸送に変更した。また、トレーやラックの洗浄、保管場所は洗浄ラインが増設される整備された。今後は、車両の出入時の消毒を徹底する、マニュアルを遵守していることが明確になるよう記録を行うなど運用面の対応が重要である。

表1 取組前後の遵守状況

再開要件	確認項目	前	後
ア 車両消毒設備が整備されていること	・消毒設備の図面 ・消毒設備の現場	○	○
イ 原卵と製品が接触しない構造になっていること	・構造の図面 ・構造の現場	○	○
ウ 野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置をこうじていること	・構造の図面 ・構造の現場	×	○
エ 定期的に清掃及び消毒をしていること	・管理マニュアル ・実施記録	○	○
オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実施に従業員が当該マニュアルに従って業務をおこなっていること	・管理マニュアル ・実施記録	○	○
カ 再開後の遵守事項を遵守する体制が整備されていること	・以下の事項	▲	○
再開後の遵守事項	確認項目	前	後
ア 車両の出入り時の消毒を徹底すること	・実施記録	▲	○
イ 家きん卵の収集は農場毎に行い、運搬車両は複数の農場には立ち入らないこと	・運搬ルート	▲	○
ウ G Pセンターの関係者が当該G Pセンターに立入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること	・管理マニュアル ・現場	○	○
エ トレー等は、原則として農場毎の専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等の接触する恐れがない場所で保管すること	・現場 ・実施記録	▲	○
オ 搬入した家きん卵は農場毎に区管理すること	・現場	○	○
カ 家きん卵の搬出入に関する記録を作成し、保存すること	・伝票	○	○
▲は一部未実施の部分があるものの発生時には遵守可能と判断したもの			

5 定例会

今回の取組により、殺処分数が大幅に減り、防疫計画が大きく変わる。そのため組合の他、畜産課、県政総合センター地域農政推進課、町の農政課との情報共有を年に3回程度実施。定例会では分割の進捗などを共有し、対応が必要なことや改善方法などについて意見交換を行っている。

まとめ

集団共同養鶏場で分割管理の考えに沿った取組を行った。今回の取組により、経営体ごとに衛生管理区域の境界を明確化し、衛生管理区域出入口における着替えや消毒設備の設置などにより個々の防疫レベルが強化された。また、疫学関連農場とならない対策の検討と整備計画、堆肥舎のゾーニング計画、G Pセンターの整備や運用の改善、マニュアルの見直しなどの成果がみられ、取組は現在も継続中である。今後は一部設備の改修と運用面の改善が必要なため、各経営体からの施設改修の相談に対応するほか、巡回や勉強会などを活用し飼養衛生管理基準などを遵守することの重要性を各経営体

の作業員へ周知するなど支援、指導を行う。

この取組の効果として殺処分対象が減少し、非発生経営体で生産が継続、防疫措置の負担軽減・短期間化が見込まれる他、衛生管理意識が向上することで発生リスクの低減が期待される。特に非発生経営体で生産が継続することにより、生産者の経済的負担軽減、鶏卵供給の継続による消費者への影響軽減、販路の維持、といった効果が見込まれる。